

サプライチェーンでの脱炭素化推進事業委託仕様書

1. 事業の目的

2050年CO₂ネットゼロ社会の実現に向け、県としては、県内中小企業の脱炭素化をいかに促進していくかが課題である。

一方、大手・中堅企業においては、国や世界の動きに対応するため、サプライチェーン全体での脱炭素化を進めていく必要に迫られており、サプライヤー中小企業の脱炭素化をいかに促進していくかが喫緊の課題である。

そこで、本事業において、共通の課題をもつ県と大手・中堅企業（※1）が連携し、サプライチェーン（※2）単位での脱炭素化を支援することにより、県内中小企業の脱炭素化に向けた取組の促進を図る。

※1 県内中小企業の脱炭素化が事業の目的であるため、県内中小企業との関わりが深いと考えられる大手・中堅企業の県内事業場も含む。以下、同様。

※2 原料調達、製造、物流、販売、廃棄等、一連の流れ全体をいう。そのため、本仕様書で示す「サプライヤー」とは、原材料サプライヤーの他、サプライチェーン上の物流や廃棄等を担う関係企業すべてをいう。以下、同様。

2. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 委託業務の内容

県内中小企業の脱炭素化を促進させることを目的として、（1）～（5）の業務を実施すること。

（1）サプライチェーン単位での脱炭素化を支援するために必要な情報の収集、整理

サプライチェーン単位での脱炭素化を支援するために必要な情報の収集、整理を行う。

必要な情報としては、国のサプライチェーンでの脱炭素化に向けた各種支援制度、企業のサプライチェーンでの脱炭素化の取組事例、県内に拠点を置く大手・中堅企業におけるサプライチェーンでの脱炭素化の取組状況や課題等を想定している。

情報の収集にあたっては、必要に応じてヒアリング調査を実施すること。

なお、これらの収集した情報をもとに、後項（2）～（5）を実施することを想定している。

（2）大手・中堅企業を対象とした「サプライチェーンでの脱炭素化の勉強会」の開催

大手・中堅企業を対象とした「サプライチェーンでの脱炭素化の勉強会」を企画し、開催する。開催回数は2回程度とする。

勉強会の内容としては、国のサプライチェーンでの脱炭素化に向けた各種支援制度、企業のサプライチェーンでの脱炭素化の取組事例、参加者同士の意見交換会等を想定している。また、後項（３）～（５）の案内をあわせて行う。

なお、勉強会の開催にあたって必要となる次の業務は、すべて受託者にて行うこととする。

＜勉強会の開催にあたって必要となる業務＞

- ・ 企画立案
- ・ 会場の確保（会場費・備品レンタル費の支払い含む）
- ・ 参加企業の募集、受付、広報
- ・ 開催準備（資機材の準備、会場設営等）
- ・ 外部講師等を依頼する場合にはその手配・調整（報償費等の支払い含む）
- ・ 当日の進行・ファシリテーション
- ・ 配布資料の作成
- ・ 参加者へのアンケート
- ・ 議事録の作成
- ・ その他、県との打合せ等、勉強会の企画・開催に必要な業務

（３） サプライチェーン単位での脱炭素化の支援（「サプライヤー向け勉強会」の開催）

大手・中堅企業を対象としたサプライチェーン単位での脱炭素化の支援を行う。支援においては、大手・中堅企業のサプライチェーン上のサプライヤーを対象とした、サプライチェーンごとの「サプライヤー向け勉強会」の開催は必須で行うこととし、その前後でのサプライチェーンでの脱炭素化に向けたサポートもあわせて行うこととする。

勉強会を開催するサプライチェーンは、前年度の本県の「サプライチェーンでの脱炭素化推進事業」にてアンケート調査やヒアリング調査を実施した企業、前項（１）にて新たにヒアリング調査を実施した企業等から選定することとする。勉強会を開催するサプライチェーンの数は３グループ程度とし、１グループにつき１回の開催とする。

勉強会の内容は、大手・中堅企業のニーズに合わせて調整することとするが、脱炭素に向けた企業向け支援制度やセミナー等の案内は必須で行う。

なお、勉強会の開催にあたって必要となる業務（前項（２）で示した業務の他、大手・中堅企業との調整等も含む）は、すべて受託者にて行うこととする。

（４） サプライチェーンを通じた県からサプライヤー中小企業への情報提供

大手・中堅企業がそのサプライヤー企業を対象とした情報提供（大手・中堅企業主催の説明会、サプライヤー限定ウェブサイト、メールマガジン等）を実施する際に、企業の脱炭素化の必要性、脱炭素に向けた企業向け支援制度等の情報を提供する。

実施方法としては、前年度の本県の「サプライチェーンでの脱炭素化推進事業」にてアンケート調査やヒアリング調査を実施した企業、前項（１）にて新たにヒアリング調査を実施した企業等へ本事業を案内するとともに、前項（２）の勉強会にて案内し、大手・中堅企業からの依頼を受けて、情報提供を実施する。

(5) 大手・中堅企業を対象とした「製品・サービス単位の温室効果ガス排出量の算定勉強会」等の開催

大手・中堅企業を対象とした「①製品・サービス単位の温室効果ガス排出量の算定勉強会」または「②GHG プロトコルにおけるサプライチェーン排出量の算定勉強会」を企画し、開催する。開催回数は、①のみで5回程度、②のみで5回程度、①②どちらも含めて5回程度のいずれかとし、県と相談の上、決定する。

なお、勉強会の開催にあたって必要となる業務（前項（2）で示した業務）は、すべて受託者にて行うこととする。

また、勉強会に参加できなかった企業も算定方法等を習得できるように、ウェブコンテンツ等を作成する。

勉強会開催後は、参加企業等が実際に自社の排出量を算定するにあたってのサポートを行う。

4. 業務スケジュール(予定)

内容	月												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
(1) サプライチェーン単位での脱炭素化を支援するために必要な情報の収集、整理		委託契約締結	随時										
(2) 大手・中堅企業を対象とした「サプライチェーンでの脱炭素化の勉強会」の開催				勉強会							勉強会		
(3) サプライチェーン単位での脱炭素化の支援（「サプライヤー向け勉強会」の開催）					勉強会		勉強会		勉強会				
(4) サプライチェーンを通じた県からサプライヤー中小企業への情報提供			大手・中堅企業からの依頼により随時										
(5) 大手・中堅企業を対象とした「製品・サービス単位の温室効果ガス排出量の算定勉強会」等の開催							勉強会						
							算定サポート						

5. 納品物

業務報告書（委託業務の実施結果をとりまとめたもの）

6. 留意事項

- ・ 業務の実施にあたり、実施体制および実施スケジュールを県へ報告すること。
- ・ 県と十分な打合せを行い、業務の実施にあたること。
- ・ 仕様がない事項または仕様について生じた疑義については、県および受託者の双方で協議するものとする。
- ・ 業務の実施にあたり、本県、国、他の自治体、企業・団体等が行う事業の情報を把握し、必要な連携を行うこと。なお、滋賀県の CO₂ ネットゼロに向けた取組については、以下

のウェブサイトで紹介している。

(滋賀県 HP) <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/ondanka/>

(ゼロナビしが) <https://zeronavi.shiga.jp/>

- ・ 本県における「企業の脱炭素化に向けた事業」(本サプライチェーンでの脱炭素化推進事業も含む) について、令和 7 年度の実施結果および令和 8 年度の概要を、県ウェブサイト「ゼロナビしが」の以下のページに掲載しているので参考とすること。

<https://zeronavi.shiga.jp/files/netzero-forum/files20260204113230.pdf>